

## 67 地方自治体に勤務する獣医師の確保対策について

県担当課（室） 生活衛生課，畜産課

### 【徳島県の現状と課題】

#### 《民主党政策集（INDEX2009）（P28, 49）

- ◇ 新型インフルエンザ対策
  - ・高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の養鶏場に対する経営支援策強化
- ◇ 動物愛護
  - ・動物愛護の徹底に向けた取組推進
  - ・不幸にも捨てられた犬猫が殺処分されないよう，環境整備として犬猫の保護期間の延長，保護施設の拡大，NPO等への譲渡の推進

#### 《現状》

- 県民生活の多様化と高度化に伴う獣医師の社会的責務の増大により，獣医学教育の6年生一貫教育が行われ，既に20年が経過している。

しかし，次の業務を担う地方自治体に勤務する獣医師の給与をはじめとする勤務条件は，ほとんど改善されることなく今日に及んでいる。

- ・公衆衛生分野では，食品の衛生監視業務，生活環境衛生の向上，動物愛護や狂犬病等の共通感染症の予防業務等を担っている。
- ・農林水産分野では，口蹄疫を始め高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の防疫措置や高品質畜産物の生産振興等を行うとともに，畜産物の安全性確保を図るため，衛生管理指導，動物用医薬品の適正指導等に取り組んでいる。

#### 《課題》

- ◆ 地方自治体勤務を希望する獣医師が激減し，獣医師の確保が困難となっている。県の果たすべき重要な業務を獣医師が担っており，これら業務に支障が生じることが危惧され，獣医師の確保が課題である。

平成24年度政府予算編成に向けて

### 【徳島発の政策提言】

#### 《具体的内容》

##### ① 「と畜場法」の見直しについて

畜産学，農学等を修めた者に対し所定の講習を行い，補助検査員に認定し，獣医師の指示のもと「と畜検査」を補助する制度を導入するなど，「と畜場法」の見直しを図ること。

##### ② 勤務獣医師の待遇改善について

勤務獣医師を取り巻く環境改善を図るため，医師と同等の俸給の制定や初任給調整手当の支給など，国においても，積極的に勤務する獣医師の待遇改善を図ること。

##### ③ 獣医大学のカリキュラムの充実について

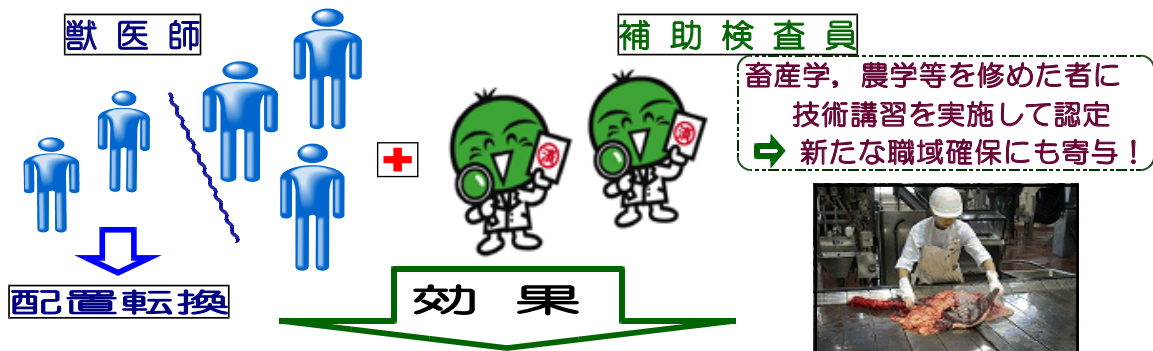
公衆衛生，家畜衛生分野における獣医師の果たすべき役割や必要性について，大学のカリキュラムを一層充実強化する等の措置を行うこと。

主管省庁局名 厚生労働省医薬食品局，農林水産省消費・安全局，文部科学省高等教育局，人事院  
給与局，総務省人事・恩給局  
関係法令等 と畜場法，家畜伝染病予防法，獣医師法，獣医療法，動物薬事法，家畜保健衛生所法，学校教育法

## 提言1 と畜場法の見直し（補助検査員制度の導入）

【現状】と畜検査の全ての工程，BSE検査及び精密検査を獣医師が実施  
地方自治体における獣医師の絶対数の不足（地域偏在等）

### 補助検査員制度の導入（分業制度）



- ① 国際的評価の高い「獣医師による直接検査」の維持が可能  
米国・EUでは一定の講習を受けた食肉検査官が検査を実施，獣医師は監督的位置づけ
- ② 補助検査員制度の導入による，獣医師の負担の軽減化
- ③ 獣医師の配置の最適化

## 提言2 勤務獣医師の社会的責務に見合った待遇改善

- ・ 医師と同等の俸給表の制定，初任給調整手当等の支給

【現状】高度な業務に対応していない俸給

公衆衛生分野

→ 食品の衛生監視，生活衛生の向上，動物愛護等

農林水産分野

→ 家畜伝染病の防疫措置，高品質畜産物の生産振興等



## 提言3 獣医大学のカリキュラムの充実

- ・ 地方自治体勤務獣医師の果たすべき役割や必要性について理解

## 68 食中毒対策の強化について

県担当課（室） 県民くらし安全課，生活衛生課，西部総合県民局

### 【徳島県の現状と課題】

#### 《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 厚生労働省
  - ・ 食品危害防止対策の推進 57百万円
  - ・ 健康食品の安全性の確保等の推進 58百万円

#### 《現状》

##### ■最近の食の健康危害について危惧されている3つの傾向

- ① 食の多様化による健康危害の増加  
例) ユッケ、生レバーなど食肉の生食を原因とする食中毒など
- ② 情報不足による健康危害の顕在化  
例) 毒キノコ、フグなどの自然毒による食中毒など
- ③ 科学的な検証が必要な健康危害の発生  
例) 科学的な検証ができていない健康食品や原因不明の食中毒の発生など

#### 《課題》

- ◆ 「生食用食肉の衛生基準」をさらに徹底させるための規格基準・表示基準の設定
- ◆ 食の健康危害を防止するための活発な情報提供の必要性
- ◆ 毒キノコ、フグなど自然毒による食中毒防止対策
- ◆ 原因不明の食中毒など科学的な検証を要する食品への対策とその体制整備

平成24年度政府予算編成に向けて

### 【徳島発の政策提言】

#### 《具体的内容》

- ① **食品のリスクに対応した規格基準や表示義務を設定すること**
  - ・ 食品衛生法第11条の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」において、食鳥肉等を含め生食用食肉については、新たに成分規格，加工基準及び保存基準を設定すること。
  - ・ 食品衛生法第19条の規定に基づく表示基準について，同法施行規則第21条に，「食肉にあつては，生食用であるかないかの別」を追記すること。
- ② **食品に関する消費者の不安軽減や，正しい知識を広く普及啓発するため，さまざまなマスメディア等を通じた全国規模での情報提供を充実させること。**
  - ・ 食肉の生食を原因とする食中毒の予防対策などに関する正しい知識の普及を目的としたテレビコマーシャルの作成やインターネットページ等への広告掲示
  - ・ 各種マスメディア等の正しい報道を促すため，関係省庁や政府公報によりマスコミ関係者への適切な情報提供と注意喚起を行うこと。
- ③ **原因不明の食中毒事例を早期検証するための体制整備を強化すること。**
  - ・ 原因究明に向けた科学的検証が早期に実施でき，なおかつ検証結果については，速やかに各自治体や関係者に情報提供が行えるよう体制整備の強化を図ること。

主管省庁局名 厚生労働省医薬食品局，内閣府消費者庁  
関係法令等 食品衛生法

## 現 状

### 最近、危惧されている食の健康危害、3つの傾向！！

#### ①生食を原因とする食中毒



ユッケ・生レバーなどの生食

#### ②安易な自然食材調理



毒フグ・毒キノコなどの素人調理

#### ③科学的に未検証の健康食品

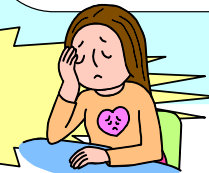


いわゆる健康食品による危害・原因不明の食中毒



健康危害の増加

知識不足と誤った情報の氾濫が助長



食品への不安や不信

#### 提言①

食品のリスクに対応した規格基準や表示義務の設定



- ・ 生食用食肉に対する成分規格、加工基準及び保存基準の設定
- ・ 食肉への「生食用であるかないか」の表示の義務付け

#### 提言②

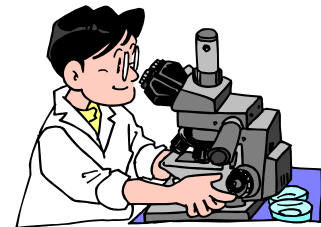
正しい知識をマスメディア等を通じ全国規模で情報提供



- ・ テレビやインターネットの活用
- ・ マスコミへの適切な情報提供と注意喚起

#### 提言③

原因不明の食中毒事例の早期検証体制の強化



- ・ 原因究明に向けた早期の科学的検証
- ・ 検証結果の速やかな自治体や関係者への情報提供

## 69 食品表示制度の見直しについて

県担当課（室） 県民くらし安全課

### 【徳島県の現状と課題】

#### 《新成長戦略》(P27)

- ◇幅広い視点に立った「食」に関する将来ビジョンの策定
  - ・安全・安心・健康で豊かな食生活を守るための方策について、「食」に関する将来ビジョンを早急に策定する。

#### 《平成23年度国予算の内容》

- ◇厳正な法執行の推進－食品表示対策 269百万円
- ◇新たな消費者問題への対応－食品表示一元化に向けた検討 40百万円

#### 《民主党の政権政策 Manifesto2010》(P16)

- ◇7農林水産業
  - ・食品の原料原産地などの表示の義務付け対象を拡大します。

#### 《民主党政策集(INDEX2009)》(P34)

- ◇食品表示の拡大等
  - ・加工食品や外食における原料原産地表示の義務付けを拡大します。
  - ・遺伝子組み換え食品等については、その旨の表示等を義務付けます。

#### 《現状》

- 本県においても、食品の産地偽装が相次いで発生し、消費者の食品表示に対する不安や不信が増し、産地偽装を防止するための有効な方策が求められている。
- 現行の食品表示制度はJAS法、食品衛生法、健康増進法等多くの法律に分かれており、消費者や事業者にとって非常に分かりにくい制度となっている。国においては、食品表示に関する一元的な法律の制定に向け、検討が進められている。

#### 《課題》

- ◆ 産地偽装を防ぐため、科学的手法を用いた県独自の食品表示の監視を行っているが、法的に位置づけがないため、分析結果を基に事業者を指導することができない。また、疑義事案の調査にあたっては、多大な時間と労力を要している。
- ◆ 消費者にとって分かりやすく、消費者が必要とする情報を的確に提供する食品表示制度にする必要がある。

平成24年度政府予算編成に向けて

### 【徳島発の政策提言】

#### 《具体的内容》

- ① 産地偽装を防ぐため、必要な措置を講じること。
  - ・国の責務として科学的な産地判別技術の早期確立を図り、法的に位置づけを行うとともに、科学的な検査を強化するための措置を講じること。
  - ・JAS法を改正し、事業者に対し産地表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたり、当該資料が提出されないときには違反に問えるようにする「産地表示に関する証明責任」を課すこと。
- ② 食品表示に関する一元的な法律の制定に向けては、消費者目線で分かりやすい制度となるよう検討を進めること。

主管省庁局名  
関係法令等

内閣府消費者庁、農林水産省消費・安全局、厚生労働省医薬食品局  
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、  
食品衛生法、健康増進法

現 状



提言①

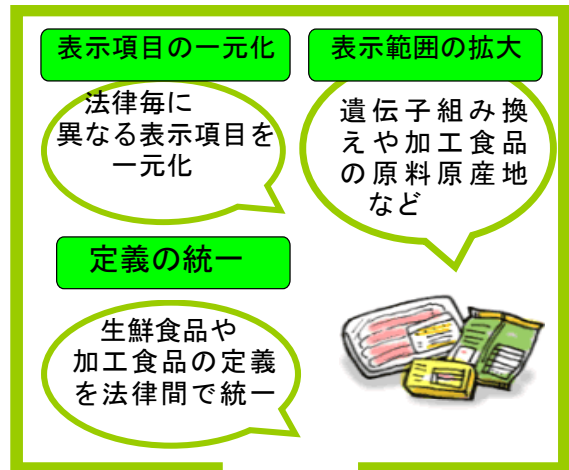
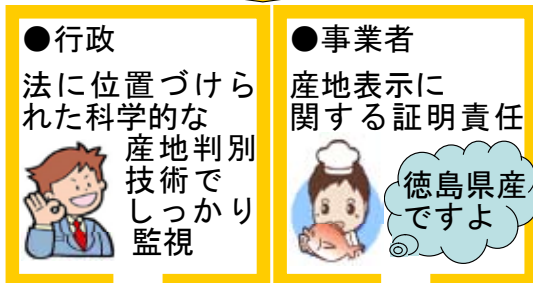
産地偽装を防止

提言②

分かりやすい食品表示制度

・「産地判別技術の法的位置づけ」  
・事業者の「産地表示に関する証明責任」

消費者にとって、欲しい情報が正確で分かりやすく得られる表示となるよう「食品表示制度」の一元化



産地偽装

・早期発見  
・未然防止  
・違反行為への抑止力強化

効果

食品表示の信頼性の向上

分かりやすい食品表示制度の確立

食品の安全・安心



## 70 消費者行政の充実強化について

県担当課（室） 県民くらし安全課

### 【徳島県の現状と課題】

#### 《平成23年度国予算の内容》

- ◇厳正な法執行の推進－消費者取引対策 365百万円
- ◇地方消費者行政の強化－消費者相談員等への研修の拡充 184百万円

#### 《民主党政策集(INDEX2009)》(P5)

- ◇地方消費生活相談行政の強化, 拡充
  - ・地方消費生活センターの強化, 拡充を進めます。
  - ・地方の消費者行政の充実を図るため, 条例制定等を促進する運動を進めます。
- ◇消費者団体訴訟制度の充実と違法収益はく奪制度の創設
  - ・消費者団体訴訟を支援し, 悪徳業者が違法に収集した財産をはく奪する制度作りに取り組みます。
  - ・消費者教育の充実を図ります。

#### 《現状》

- 近年, 消費者の「安全・安心」に対する信頼が揺らぐとともに, 消費者問題も社会・経済状況の変化に伴い, 複雑・高度化している。

#### 《課題》

- ◆ 国は地方へ一定の財政支援等を行い, 地方公共団体の消費生活相談窓口の設置や機能拡充などを進めているが, 真に地方の消費者行政の機能強化につなげるため, 地方の実情を踏まえた財政支援等とする必要がある。
- ◆ 事業者に適正な表示等による公正な取引を行う姿勢の確立が求められるとともに, 県において事案の発生から処分まで一貫して迅速に対応できる制度が必要。

平成24年度政府予算編成に向けて

### 【徳島発の政策提言】

#### 《具体的内容》

- ① 地方消費者行政の機能強化のため, 必要な措置を講じること。
  - ・消費者相談窓口の強化など地方消費者行政の推進に対する財政措置を国において継続して行うこと。
  - ・PIO-NET入力事務について, 相談窓口の負担軽減を図るための費用負担やシステムの刷新, 入力に係る研修業務を国の責務として行うこと。
- ② 効果的な法執行のため, 関係法令の改正を図ること。
  - ・不当景品類及び不当表示防止法について, 業者間取引を規制対象にするとともに, 県域業者に対する措置権限を県に一元化すること。
  - ・事業者の責務をより明確にし, 違反行為に対する抑止力を強化するため, 関係法令を改正し, 不適正な取引行為を行う事業者に対する不当利得のはく奪について定めること。

主管省庁局名 内閣府消費者庁

関係法令等 消費者安全法、不当景品類及び不当表示防止法、消費者庁及び消費者委員会設置法

消費者が安全で安心な消費生活を営むことができる社会の構築

消費生活の現状

悪質商法

多重債務

振り込み詐欺

産地偽装

製品事故

地方消費者行政活性化交付金

- ・地方消費者行政の拡充に用途が限定されている財政支援
- ・県が基金を造成し、相談窓口の強化などの事業を実施（集中強化期間：平成21年度～24年度）



住民生活に光をそそぐ交付金

↓ 造成

「消費者行政活性化基金」

積増し ← 光が当てられなかった分野  
地方消費者行政等の対策  
(事業実施は24年度まで)

問題点

- ・消費者行政事業に基金を充当できるのは平成24年度限り
- ・消費生活相談員が担う業務の複雑多様化による負担の増大

迅速な法執行制度・被害者救済制度が整備不十分

【提言①】 地方消費者行政の機能強化

相談窓口の強化等地方消費者行政の推進に対する継続した財政措置

PIO-NET 端末への入力事務に対する相談窓口への費用負担及び研修

【提言②】 関係法令の整備

業者間取引を景品表示法の対象にする

県域業者への景品表示法措置権限を県に一元化

不適正取引を行う事業者の不当利得のはく奪